

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和3年 5月19日

新型コロナ作業部会確認 令和3年 5月20日

事業名：会場運營業務委託

案件名：42 競技会場における検温等による新型コロナウイルス感染防止業務委託について

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること		本件は、新型コロナウイルスへの感染防止対策として必要な事業であり、令和2年12月4日の合意による、大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費に該当するものと考えている。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本件は、42 競技会場における新型コロナウイルス感染症対策に係るものであることから、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施すべき事業であり、執行も一括した方が効率的かつ効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本件は、42 競技会場における新型コロナウイルス感染症対策として、検温エリアの運営や観客対応等を実施するものであり、東京 2020 大会における万全な感染症対策には必要不可欠な内容である。	
	効率性	本件は、人件費については、組織委員会が監査法人に確認を行っており、物件費についても、適正な単価を基に積算されていることから、効率性に関しても十分に考慮されていると、組織委員会から説明を受けた。	
	納得性	本件は、コロナ対策計画をもとにした検温エリアの設置、会場内における人員配置、また、それに伴う物件の調達であり、コロナ禍において実施された他の事例との比較においても、適切であると認められる。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であり、公費負担の対象として適切である。また、V5 予算内に収まっていることを確認した。観客数の上限を踏まえて、ポスト数の見直しを図るなど、引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。	